

山口県報

平成21年
10月30日
(金曜日)

目 次

告示

狩猟鳥獣の捕獲の制限に関する告示の一部改正(自然保護課)……………一

鳥獣保護区の指定(自然保護課)……………一

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課)……………一

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課)……………三

休猟区の指定(自然保護課)……………四

銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………六



山口県告示第四百八号

狩猟鳥獣の捕獲の制限に関する告示(平成九年山口県告示第七百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ四第三項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項」に、「狩猟鳥獣の捕獲を制限する」を「対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する」に改める。

一 制限する猟法に関する部分及び二 猟法を制限する区域に関する部分中「制限する」を「禁止する」に改める。

三 猟法を制限する期間に関する部分を次のように改める。

三 猟法を禁止する期間 平成九年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

山口県告示第四百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称 蓋井島鳥獣保護区
- 二 区域 下関市蓋井島全域(面積 二三五ヘクタール)
- 三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (一) 鳥獣保護区の区分
集団繁殖地
- (二) 指定の目的
- 当該区域は、カラスバトが集団で繁殖しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第四百十号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十四年山口県告示第七百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

峨嵋山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

峨嵋山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

霜降山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

霜降山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第四百十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和五十四年山口県告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

二 区域に関する部分中「阿武郡須佐町大字須佐」を「萩市大字須佐」に、「町道二軒屋線」を「市道二軒屋線」に、「同郡田万川町と須佐町との境界線」を「同市大字江崎と大字須佐との大字境界線」に、「同境界線」を「同大字境界線」に、「七林班」を「五〇〇七林班」に、「同大字字高良から同大字字前地」を「市道前地・高山線」に、「町

道前地高山線」を「同市道」に、「同町道」を「同市道」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第四百十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示（平成元年山口県告示第八四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

二 区域に関する部分中「柳井市大字柳井字琴石の玖珂郡大畠町と同大字と同市大字日積」を「柳井市柳井字琴石の同市大畠と日積と柳井」に、「同市と同町との境界線」を「同市大畠と柳井との大字境界線」に、「同市と同町との境界線との」を「同市大畠と日積との大字境界線との」に、「同境界線に沿って西に進み、起点」を「同大字境界線に沿って西に進み、起点」に、「一円の区域（面積二六ヘクタール）」を「区域（面積二六ヘクタール）」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第四百十三号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十四年山口県告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

峨眉山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「（面積四七ヘクタール）」を「（面積 四七ヘクタール）」に改める。

峨眉山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

峨眉山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

霜降山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「（面積七〇ヘクタール）」を「（面積 七〇ヘクタール）」に改める。

霜降山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

- 霜降山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、オオルリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第四百十四号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 羅漢山鳥獣保護区内の広島県と山口県との境界線と県道佐伯錦線との交点を

起点とし、同所から同境界線に沿って南に進み、八〇七三林班の二二の二小班と一一の四小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って西に進み、八〇七二林班の一一の六小班と一一の七小班と一一の七小班と八〇七三林班の二二の二小班と一一の三小班と一一の四小班との小班界の接点に至り、同所から八〇七二林班の一一の六小班と一一の七小班との小班界に沿って西に進み、同林班の一一の六小班と一一の七小班と一一の九小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一一の六小班と一一の九小班との小班界に沿って西に進み、同林班の一一の六小班と一一の九小班と一一の〇小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一一の六小班と一一の〇小班との小班界に沿って西に進み、岩徳森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って西に進み、岩国市錦町大原と本郷町本谷との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、錦町宇佐郷と錦町大原と本郷町本谷との境界点に至り、同所から錦町宇佐郷と本郷町本谷との大字界線に沿って南西に進み、四〇五〇

林班と六二〇七林班と六二二〇林班との林班界の接点に至り、同所から六二〇七林班と六二二〇林班との林班界に沿って北に進み、六二〇七林班と六二〇八林班と六二二〇林班との林班界の接点に至り、同所から六二〇七林班と六二〇八林班との林班界に沿って北に進み、同森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って北東に進み、六二〇七林班と六二〇八林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って北に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って東に進み、六二〇六林班の九一の一小班の西端に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って南に進み、岩国市有林と民有林との境界線に至り、同所から同市有林と民有林との境界線に沿って北東に進み、六二〇一林班と六二〇七林班との林班界に至り、同所から六二〇一林班と六二〇七林班との林班界に沿って北に進み、六二〇一林班と六二〇六林班との林班界に沿って北に進み、同市有林と民有林との境界線に至り、同所から同市有林と民有林との境界線に沿って北東に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一〇二ヘクタール)

山口県告示第四百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称 緑山休猟区
- 二 区域 周南市大字長穂の一般国道三二五号と一般国道三七六号との三差路を起点とし、同所から一般国道三七六号に沿って北東に進み、市道長穂向道線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、市道猪迫線との三差路に至り、同所から市道猪迫線に沿って北に進み、赤瀬橋南詰に至り、同所から錦川右岸に沿って北東に進み、鳴橋西詰に至り、同所から林道渡瀬鳴線に沿って南に進み、一般国道四三三号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南西に進み、一般国道三七六号との三差路に至り、同所から一般国道三七六号に沿って西に進み、市道神具岩線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、一般国道三二五号と市道長穂山手一号線及び市道神具岩線との交差点に至り、同所から同国道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、二〇〇ヘクタール)
- 三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

- 一 名称 白石岳休猟区
- 二 区域 周南市大字鹿野下の県道徳山徳地線と市道坂根秘密尾線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、市道奥畑秘密尾線との三差路に至り、同所から市道奥畑秘密尾線に沿って南に進み、同県道に通ずる道路に至り、同所から同道路に沿って南西に進み、同県道との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、三〇〇ヘクタール)
- 三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

山口県告示第四百十六号

- 一 名称 陶・鑄銭司休猟区
- 二 区域 山口市陶の県道山口小郡秋穂線と県道山口阿知須宇部線との三差路を起点とし、同所から県道山口小郡秋穂線に沿って北に進み、同市小郡下郷と陶との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北東に進み、同市小郡上郷と陶との境界点に至り、同所から同市小郡上郷と陶との大字界線に沿って北東に進み、同市小郡上郷と黒川と陶との境界点に至り、同所から同市黒川と陶との大字界線に沿って東に進み、同市黒川と陶と鑄銭司との境界点に至り、同所から同市黒川と鑄銭司との大字界線に沿って東に進み、同市大内御堀と黒川と鑄銭司との境界点に至り、同所から同市大内御堀と上小鯖と鑄銭司との境界点に至り、同所から同市上小鯖と鑄銭司との大字界線に沿って南に進み、山口市と防府市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、一般国道二号に至り、同所から同国道に沿って西に進み、市道今宿東四辻線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、一般国道二号と市道四辻小森線と市道四辻線と市道今宿東四辻線との交差点に至り、同所から同国道に沿って西に進み、県道江崎陶線の終点に至り、同所から同県道に沿って西に進み、県道山口阿知須宇部線との三差路に至り、同所から県道山口阿知須宇部線に沿って西に進み、県道山口小郡秋穂線との交点に至り、同所から県道山口小郡秋穂線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 二、三三三ヘクタール)
- 三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

- 一 名称 狗留孫山休猟区
- 二 区域 山口市徳地堀の一般国道三七六号と市道漆尾・引谷線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北西に進み、県道山口鹿野線との交差点に至り、同所か

ら同県道に沿って北東に進み、一般国道四八九号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南に進み、一般国道三七六号と一般国道四八九号及び市道沖田・船津線との交差点に至り、同所から一般国道三七六号に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、九九〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

一 名称 千頭休猟区

二 区域 阿武郡阿東町大字生雲東分の町道榎谷杉原線の榎谷橋北詰を起点とし、同所から同町道に沿って南東に進み、町道杉原田代線との三差路に至り、同所から町道杉原田代線に沿って南に進み、町道田代墓地線に至り、同所から町道田代墓地線に沿って南に進み、林道田代線との三差路に至り、同所から同林道に沿って南に進み、林道田代支線との三差路に至り、同所から林道田代支線に沿って南東に進み、同林道の終点に至り、同所から一〇八林班と二四四林班と二五六林班との林班界の接点に通ずる谷筋に沿って南東に進み、山口市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、同町大字生雲東分と大字篠目との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北西に進み、一般国道九号に至り、同所から同国道に沿って北東に進み、阿武川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 九三五ヘクタール)

三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

一 名称 豊ヶ岳休猟区

二 区域 下関市菊川町大字東中山と豊田町大字城戸との大字界線と市道石町東長野線との交点を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、市道高山線との三差路に至り、同所から市道高山線に沿って東に進み、市道高山線と市道土井草場線と市道高山用貞線との交差点に至り、同所から市道土井草場線に沿って東に進み、県道日野吉田線と市道土井草場線及び市道森祐線との交差点に至り、同所から同県道に沿って北に進み、県道山陽豊田線との三差路に至り、同所から県道山陽豊田線に沿って東に進み、市道一の瀬線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北に進み、市道矢田殿敷中央線との三差路に至り、同所から市道矢田殿敷中央線に沿って北に進み、市道殿敷稲光日野線との交差点に至り、同所から市道殿敷稲光日野線に沿って北に進み、市道殿敷二号線との三差路に至り、同所から市道殿敷二号線に沿って北に進み、市道殿敷御幣司線と市道殿敷公民館線及び市道殿敷二号線との交差点に至り、同所から市道

殿敷御幣司線に沿って東に進み、市道殿敷稲光日野線との三差路に至り、同所から市道殿敷稲光日野線に沿って北東に進み、一般国道四三三号との三差路に至り、同所から同国道に沿って西に進み、県道下関長門線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、市道大河内線及び市道千秀寺丸山線との交差点に至り、同所から市道千秀寺丸山線に沿って南東に進み、砥場橋南詰に至り、同所から丸山川左岸に沿って東に進み、下関市と美祿市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、下関市菊川町大字樅ノ木と豊田町大字萩原との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って西に進み、菊川町大字樅ノ木と豊田町大字城戸と豊田町大字萩原との境界点に至り、同所から菊川町大字樅ノ木と豊田町大字城戸との大字界線に沿って西に進み、菊川町大字東中山と菊川町大字樅ノ木と豊田町大字城戸との境界点に至り、同所から菊川町大字東中山と豊田町大字城戸との大字界線に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、九四〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

一 名称 高佐休猟区

二 区域 萩市大字高佐下の県道萩津和野線と県道高佐下阿東線との三差路を起点とし、同所から県道萩津和野線に沿って北東に進み、一般国道三二五号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南東に進み、市道片俣線との三差路に至り、同所から同市道に沿って東に進み、同市と阿武郡阿東町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、県道高佐下阿東線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、一五〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

一 名称 須佐・弥富休猟区

二 区域 萩市大字江崎と大字須佐との大字界線と一般国道一九一号との交点を起点とし、同所から同大字界線に沿って東に進み、大字江崎と大字下田万と大字須佐との境界点に至り、同所から大字下田万と大字須佐との大字界線に沿って南に進み、大字上田万と大字下田万と大字須佐との境界点に至り、同所から大字上田万と大字須佐との大字界線に沿って南に進み、大字上田万と大字須佐との境界点に至り、同所から大字須佐と大字中小川との大字界線に沿って南に進み、大字上小川東分と大字須佐との大字界線に沿って南西に進み、大字上小川西分と大字上小川東分と大字須佐との境界点に

至り、同所から大字上小川西分と大字須佐との大字界線に沿って南西に進み、大字上小川西分と大字須佐と大字弥富上との境界点に至り、同所から大字上小川西分と大字弥富上との大字界線に沿って南に進み、大字上小川西分と大字弥富上と大字弥富下との境界点に至り、同所から大字上小川西分と大字弥富下との大字界線に沿って南東に進み、県道益田阿武線に至り、同所から同県道に沿って西に進み、県道日原須佐線との三差路に至り、同所から県道日原須佐線に沿って北西に進み、一般国道三一五号との三差路に至り、同所から同国道に沿って北に進み、市道中津坂根線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北に進み、一般国道三一五号との三差路に至り、同所から同市道に沿って北に進み、一般国道一九一号と市道旧国道線及び市道中津坂根線との交差点に至り、同所から同国道に沿って東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、六二〇ヘクタール）

三 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

山口県告示第四百十六号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成六年山口県告示第六百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

山口市南部・阿知須干拓銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 山口市南部・阿知須きさら浜特定猟具使用禁止区域

山口市南部・阿知須干拓銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中、「山口市大字江崎」を「山口市江崎」に、「同市大字秋穂二島」を「同市秋穂二島」に、「吉敷郡阿知須町の阿知須干拓地」を「同市のきさら浜」に、「同干拓地」を「きさら浜」に、「町道三・五・五海岸線」を「市道海岸線」に、「同町道に沿って北東」を「同市道に沿って北東」に、「県道山口阿知須宇部線との三差路」を「県道山口阿知須宇部線と市道きさら浜一号线との交差点」に、「町道三・四・四縦貫線との三差路に至り、同所から同町道に沿って西に進み、町道岩倉浜線との三差路」を「県道きさら浜沖の原線との交差点

に至り、同所から県道きさら浜沖の原線に沿って西に進み、市道岩倉浜線との交点」に、「町道岩倉浜線」を「同市道」に、「町道塩田橋岩倉線」を「市道塩田橋岩倉線」に、「同市大字佐山」を「同市佐山」に改める。

山口市南部・阿知須干拓銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

山口市南部・阿知須干拓銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

平成二十一年十月三十日印刷

発行所

山口県庁